

Q 会社の都合で一部休業した場合の休業補償は

A 休業した日のうち、一部労働させた時間があっても、労基法上は、その日について、平均賃金の60%以上の金額が支払われていれば足りません。

例えば平均賃金8,000円、時間給に換算すると1,000円の人が、3時間労働して残り5時間が休業となった場合、

平均賃金8,000円の60%、つまり4,800円が支払われていれば法違反の問題はないので、3時間分の賃金3,000円と休業手当1,800円を支払えば労基法上の問題はないことになります。